

平成23年度越谷市自治基本推進会議 第5回会議
ワークショップ結果 【A班】

1 市民活動団体への普及について

◎(仮称)市民活動支援センターを活用する

◎広報紙を活用して継続的に普及活動を実施する

・市民活動団体の活動と「自治基本条例」がどう結びついているのか、分からないのでは

・公園(バラ公園)の清掃活動をボランティアで行っている。このような取り組みも「自治基本条例」と関係しているが、理解してもらうことは難しい

・「自治基本条例」は、まちづくりを推進するものだが、市民活動団体の活動と直接結びつけることは難しい

◎市民活動団体の活動や協働事業を推進するためには、フォローアップが必要

例) 認知症サポーター養成講座により高齢者介護問題に関心の高い市民を養成
→認知症サポーターフォローアップセミナーを開催し、地域の関係者、関係団体、関係機関と協働出来るよう支援

・「自治基本条例」の普及や市民活動の核になる人材が必要

◎「自治基本条例」と市民活動をつなげるリーダーを養成する(地域の言いだしっぺ)

・「自治基本条例」協働事業などの冠事業を実施する

・市民活動団体を把握し、それらの団体に広く周知する。(名称・内容・事例)

・自治会館を活用することが出来るのでは